

当院は外来腫瘍化学療法 診療料 1 の届出を行っております

1

24時間の緊急相談体制

専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置し、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しております。

2

急変時の入院体制を確保

急変時には入院できる体制を確保しております。



3

治療内容を複数人でチェック

実施される化学療法の治療内容（レジメン）の妥当性を、各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師、必要に応じてその他の職種から構成される委員会において評価し、承認しております。